やまぐち食農連携推進研究会会則

(名称)

第1条 本会は、やまぐち食農連携推進研究会という。

(目的)

第2条 本会は山口県及び近隣県の食農(農商工)連携を推進するための研究を目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、山口県及び近隣県の農水産業者、商工業者、関連団体、食農連携に関心のある個人をもって組織する。

(オブザーバー)

第4条 正会員の他にオブザーバーを設けることが出来る。

(加入)

第5条 本会の会員になろうとする者は、本会の事務局に申し出ることによって入会することができる。 オブザーバーは役員の推薦を持って事務局へ届けることで承認される。

(脱退)

第6条 会員が退会しようとするときは、退会届を本会の事務局に提出するものとする。

(事業)

第7条 本会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1)食農(農商工)連携関連施策などの研究及び普及に関する事業
- (2)農水産業者と商工業者との情報交換及び交流を深め食農(農商工)連携を推進する事業。
- (3)その他本会の目的達成のために必要な事業

(役員)

第8条 本会には、次の役員を置く

- 1 会長 1名
- 2 役員 若干名
- 3 事務局 若干名
- 4 監事 1名

(役員の選任)

第9条 会長及び役員の選任は、会員の中からの推薦により、総会において承認する。

- 2 監事は、会長が指名する。
- 3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、山口市小郡御幸町 4-6 山陽ビル小郡 303 に置く。

(役員及び事務局の職務)

- 第11条 本会の役員及び事務局の職務は、次のとおりとする。
 - (1)会長は、会の事業を統括する。
 - (2) 監事は、本会の会計を監査する。
 - (3)事務局は、事業の企画及び運営等の取りまとめ、連絡及び出納管理を行う。

(経費)

- 第12条 会費等は、次のとおりとする。
 - (1)会費は、総会に諮り、必要に応じて徴収する。
 - (2)補助金、寄付、その他の費用を受け入れることができる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の管理)

第14条 関係機関から交付を受けた補助金などについては、会長の指示により、事務局が適切に管理する ものとする。

(総会及び役員会)

- 第15条 総会及び役員会については、次に定めるとおりとする。
 - (1)本会の総会は、原則として毎年決算期末より2ヶ月以内に開催する。
 - (2)会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。
 - (3)総会の決議は、出席会員の過半数の賛成により成立する。
 - (4)役員会は、会長が必要と認めたとき随時開催する。

第16条 本会の会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(附則)

1 本会則は、平成21年7月1日より実施する。